

他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備に係る
業務規程等の一部改正について

2023年12月20日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024年1月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、取引参加者が顧客からの多様なニーズに応じて柔軟かつ的確にサービスを提供することができるように、自らは直接取引所に発注せず他の取引参加者を經由して発注することが可能であることを明確化すべく、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 他の取引参加者への発注の委託

- 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買を他の取引参加者に発注を委託することで行うことができることを明確化します。
- 継続的に主として他の取引参加者に発注を委託することで当取引所の市場における有価証券の売買を行おうとする取引参加者は、あらかじめ当取引所の承認を得ることとします。

2. 注文管理

- 他の取引参加者へ発注を委託する取引参加者及び当該他の取引参加者は、当該取引参加者に係る注文等を識別できるよう、当該他の取引参加者が用いる取引参加者端末装置等において管理することとします。

3. その他

- その他、所要の改正を行います。

(備考)

- 取引参加者規程第2条の2第3項
- 取引参加者規程第24条の7第1項等
- 取引参加者規程施行規則第12条の4第2項

III. 施行日

- 2024年1月4日から施行します。

以上